

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可.....(同).....一
- 宅地建物取引業法による行政処分(二件).....一
-(住宅政策本部民間住宅部不動産課).....一
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録取消し.....二
-(保健医療局健康安全全部健康安全課).....二
- 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....二
- 指定納付受託者の指定(三件).....(建設局公園緑地部公園課).....五

公告

- 優良映画等の推奨.....六
-(都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課).....六

告示

●東京都告示第二百七十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和元年七月四日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
新宿区西新宿五丁目九番四号
令和元年七月四日
- 五 変更の内容
事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。
事務所の所在地を新宿区西新宿五丁目八番一―三〇五号に変更する。
- 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和八年三月十八日

●東京都告示第二百七十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南池袋二丁目C地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

南池袋二丁目C地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区南池袋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目八番三号

令和二年三月十三日

五 定款の変更の認可の年月日

令和八年三月十八日

●東京都告示第二百七十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

- 一 被処分者
東京都知事 小池 百合子
- (一) 商号
株式会社暁建設
- (二) 代表者氏名
代表取締役 白石 利夫
- (三) 主たる事務
葛飾区立石六丁目三十四番十八号一〇所の所在地 一号室
- (四) 免許証番号
東京都知事(9)第五三九七五号
- (五) 免許年月日
令和四年五月二十七日
- 二 処分年月日
令和八年三月四日
- 三 処分内容
業務の全部の停止十五日間(令和八年三月十九日から同年四月二日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第二百七十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ビックフレンド

(二) 代表者氏名 代表取締役 大友 成則

(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区太子堂二丁目十九番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九四〇四一号

(五) 免許年月日 令和四年三月三十日

二 処分年月日 令和八年三月四日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間(令和八年三月十九日から同月二十五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第二百七十四号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)

第十八条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称 所在地 取消年月日 (廃止年月日)

明治薬科大学薬学 清瀬市野塩二丁目 令和八年五月三十日
部生命創薬科学科 五百二十二番一 一日

●東京都告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 立川青梅

(二) 変更の区間 福生市大字福生字志茂四百七十番一地从内から同所四百六十八番一地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 伊奈福生

(二) 変更の区間 福生市大字福生字志茂四百六十八番一地从内から同所四百七十番一地内まで

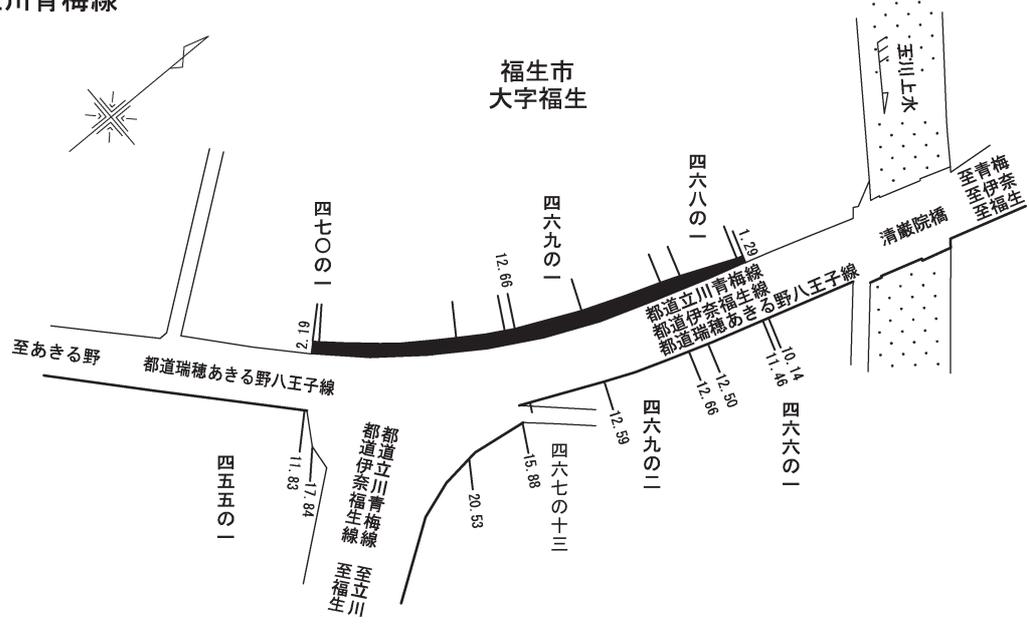
(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

三(一) 路線名 瑞穂あきる野八王子

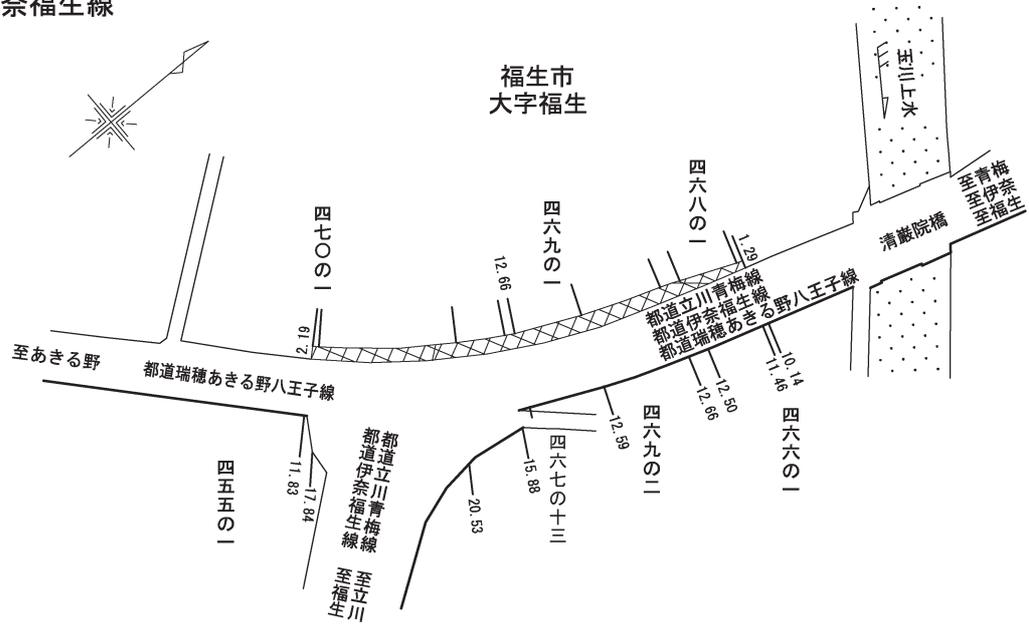
(二) 変更の区間 福生市大字福生字志茂四百七十七番一地从先から同所四百六十八番一地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

(1) 都道立川青梅線



(2) 都道伊奈福生線



港区海岸一丁目七番一号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設及び有料公園の使用に係る使用料のうち恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園及び神代植物公園に係るもの

三 指定日

令和八年三月十八日

●東京都告示第二百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) G M Oファイナンシャルゲート株式会社

渋谷区道玄坂一丁目十四番六号

(二) 株式会社ネットスターズ

中央区八丁堀三丁目三番五号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する有料公園の使用に係る使用料のうち神代植物公園に係るもの

三 指定日

令和八年三月十八日

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

五〇四 映画 オールド・ケン・ローチ 青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

